

自転車に関する道路交通法が改正されます！

①令和6年5月24日から6か月以内に施行

★自転車走行中の携帯電話使用に罰則

【交通の危険】

1年以下の
懲役又は
30万円以下の
罰金

【保持】
6月以下の
懲役又は
10万円以下の
罰金



★自転車での酒気帯び運転に罰則

3年以下の懲役

又は
50万円以下の罰金

※運転者に

- ・酒類を提供した者
 - ・車両を提供した者
 - ・車両に同乗した者
- も罰せられます



②令和6年5月24日から2年以内に施行

★16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告する交通反則通告制度(青切符)を適用



★自転車を追い抜く車に自転車との間に応じた安全速度での走行を、追い抜かれる自転車は、できる限り道路左端に寄って走行することを規定



大分県警察

自転車安全利用五則をしつかり守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先

例外として歩道を通行できるのは

①歩道通行可の標識があるとき

②次の人が運転するとき

- ・13歳未満の子ども

- ・70歳以上の高齢者

- ・身体の不自由な方



「普通自転車の歩道通行可」を示す標識

③車道または交通の状況から
歩道を通行することが
やむを得ないと認められるとき

(例)狭いトンネルや橋の上などの交通量が多く、
車道の幅が狭いなど車道通行が危険な場合

2 交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認



信号
の遵守



一時停止
の遵守



3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止



ヘルメットを着用

登下校に限らず 登下校以外
でも着用しましょう！

！特に気をつけましょう！



歩道でのスピードの
出し過ぎに
注意



右側通行の
禁止



並進の禁止



傘さし運転の
禁止



スマホ運転の
禁止